

中小企業振興資金融資制度要領

【共通要領】

(目的)

第1条 この要領は、旭川市中小企業振興基本条例第12条に基づき、中小企業者等（以下「企業」という。）に対し、事業の維持発展に必要な融資制度の整備を図ることにより、本市の産業経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(企業の範囲)

第2条 この要領における企業の範囲及びその用語の意義は、次のとおりとする。

中 小 企 業 者	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に該当するものをいう。ただし、小売業については、その定める範囲のうち常時使用する従業員の数を100人以下とする。
中小企業等協同組合等	中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の規定に該当するものをいう。
中 小 企 業 者 等	中小企業者及び中小企業等協同組合等のほか、小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成する任意の団体が市が認めるものをいう。
小 規 模 企 業 者	中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に該当するものをいう。

(資金の種類)

第3条 中小企業振興資金の種類は、次のとおりとする。

区分	No.	資金の種類
経営安定化対策	1	一般事業資金
景気変動等緊急対策	2	緊急対策資金
産業活性化対策	3	大型設備等導入資金
	4	企業立地促進資金
	5	経営革新・販路拡大等支援資金
	6	新規創業支援資金
	7	おもてなし環境整備資金
	8	中心市街地新規出店支援資金
金融環境調整対策	9	ニューパワーアップ資金
	10	借換資金

(融資対象)

第4条 融資対象は、第2条に掲げる者であって、次の各号に該当する者とする。

- 市内に事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営んでいる者で、今後も引き続き市内でその事業を営もうとする者。市外で事業を営んでいた者が市内に事業所を移転した場合は、期間を通算するものとする。
- 許可・認定・認証・登録・指定・届出など（以下「許認可等」という。）を要する業種（事業の規模等により許認可等を要しないものは除く。）については、その許認可等を受けている者。
- 原則として、北海道信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の定める保証対象業種に属する事業を営んでいる者。中小企業等協同組合等にあつては、信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営んでいる者又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を営んでいる者。
- 法人は登記上の所在地が原則として市内にあること。

2 前項の規定のほかに必要な事項及び各資金の目的等から前項各号のいずれかを適用しない場合については、各資金の個別要領において定めるものとする。

(貸付条件)

第5条 この融資の貸付利率、貸付限度額、貸付期間、連帯保証人、担保、信用保証等の融資条件は、各資金の個別要領で定める。

2 貸付利率については、別に定める「旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき定めるものとする。

3 市は、運用基準に基づき貸付利率、預託倍率、預託利率等の運用条件を改定した場合は、速やかに取扱金融機関へ通知するものとする。

(取扱金融機関)

第6条 この融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表に掲げる金融機関で、第11条に基づく市との預託契約を締結している金融機関の本支店とする。ただし、この融資制度の運用上、特に必要と認められる場合には、別に定めることができるものとする。

2 前項のほか、小規模企業者の利便性の向上を図るため、融資取引について、金融機関の組織運営上、市外所在の統轄する店舗等を取り扱う場合にあつては、融資実行に伴う預託管理を、市内に所在する同金融機関の本店又は支店で行う場合に限り、取扱金融機関とする。

(融資あつせん機関)

第7条 取扱金融機関に対する融資あつせんは、各資金の個別要領で定める場合を除き原則として、旭川市、旭川商工会議所及びあさ

ひかわ商工会（以下「あっせん機関」という。）が行うものとする。

（融資の申込み）

第8条 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に、各資金の個別要領に定める書類を添付の上、あっせん機関へ申し込むものとする。

2 一般事業資金の融資を受けようとする者は、既往債務を借り換える場合を除き、旭川市中小企業振興資金融資申込書（共通様式第1号）に、当該資金の個別要領に定める書類を添付の上、取扱金融機関へ直接申し込むことができるものとする。

（融資のあっせん）

第9条 あっせん機関は、前条第1項による融資あっせん申込みを受けたときは、対象要件及び申込内容等の審査を行い、必要があるときは現地調査等を実施した後、融資あっせんの適否を決定し、適当と認めるものについて、取扱金融機関へ融資あっせん書（共通様式第3号）により融資のあっせんを行うものとする。ただし、貸付条件は融資実行時のものとする。

（融資の取扱い）

第10条 融資を受ける者は、この制度の趣旨を踏まえ、資金使途等、適正に利用しなければならない。

2 取扱金融機関は、この要領に従い適正で効果的に融資の取扱いをするものとする。特に、対象業種、資金使途、貸付限度額等に十分留意するものとする。

3 取扱金融機関は、この融資の実行に関しては他の一般貸出と区分して取扱い、融資申込者に対して歩積・両建などの拘束性預金は求めないものとする。

（資金措置）

第11条 市は、この融資制度の運用のため、毎年度の予算の範囲内で融資枠を定め、各取扱金融機関の融資の取扱状況に応じて、運用基準に基づき定める預託倍率により、各取扱金融機関へ原資の預託を行うものとする。

（事務報告等）

第12条 取扱金融機関は、月末ごとに旭川市中小企業振興資金貸付名簿（共通様式第4号）、旭川市中小企業振興資金貸付残高及び処理状況（共通様式第5号）を資金別に作成し、翌月7日までに市へ報告するものとする。

2 市は、各月の新規融資の実行実績について、前項の旭川市中小企業振興資金貸付名簿（共通様式第4号）により確認手続を行い、月末までに取扱金融機関へ確認通知を行う。

3 市を除くあっせん機関は、月末ごとに融資あっせんの実績を、旭川市中小企業振興資金融資あっせん実績報告書（共通様式第6号）により、翌月7日までに市へ報告するものとする。

（その他）

第13条 市は、必要があると認めたときは、取扱金融機関又は借受人に対し、借受人の事業及び財務の状況について説明を求めるか、又は書類、帳簿類の閲覧若しくは資料の提出を求めることができるほか、借受人の事業所等へ現地調査ができるものとする。

2 市は、借受人が申込の資格を欠き、あるいは関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用、融資条件に反する等、この要領の定めに違反する事項があると認めたときは、取扱金融機関と協議の上、返済期限前であっても制度融資の取扱いを取り消すことができるものとする。

3 市は、借受人が、融資実行後に関係法令違反などにより社会的信用を著しく損なったものと認めたときは、制度融資の取扱いについて、取扱金融機関と別途協議することができるものとする。

4 取扱金融機関は、借受人の突発的な事由などにより、貸付条件の変更が必要と認められた場合は、別に定める貸付条件変更要領に基づき、貸付条件の変更をすることができる。

5 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による特例中小企業者の認定を受けたものが、その認定事由である信用収縮から経営に支障が生じ、これを安定化させるための資金調達である場合に限り、危機関連保証を付して市融資制度を利用することを可とする。ただし、各個別要領等で定める融資対象等の条件を満たすこと。

6 その他、この制度の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針に定めるものとする。

(別表)

取扱金融機関
みずほ銀行
北海道銀行
秋田銀行
北陸銀行
北洋銀行
北空知信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
北見信用金庫
遠軽信用金庫
商工組合中央金庫
北央信用組合

※いずれも旭川市内の本支店

旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準

1 貸付利率

(1) 貸付利率設定の基準金利

基準金利は、改定の基礎とする基準日（以下「基準日」という。）現在の市内各取扱金融機関における短期プライムレート等（以下「短プラ等」という。）に、基準日の属する月の前々月末における当該金融機関ごとの市融資制度融資残高の多寡の要素を加味した加重平均により求められる利率の小数点以下第4位を四捨五入して得られた率とする。

(2) 貸付利率の設定基準

貸付利率は、次の区分ごとに定める設定基準に基づき積算した利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率とする。

(基準金利=A)

	固定金利 (%)			変動金利 (%)	
	貸付期間 5年以内 ①	貸付期間 10年以内 ②	貸付期間 15年以内 ③		
一般事業資金	長期融資	$A \times 0.95$	$① + 0.3$	—	① ^{注1}
	短期融資	$A \times 0.90$	—	—	—
	小口零細企業特別融資	$A \times 0.80$	$① + 0.3$	—	① ^{注1}
緊急対策資金	倒産関連融資	$A \times 0.65$	$① + 0.3$	—	—
	災害・景気対策融資	$A \times 0.60$	$① + 0.3$	—	—
大型設備等導入資金	工場・店舗等整備融資	$A \times 0.75$	$① + 0.3$	$② + 0.2$	—
	ものづくり支援融資	$A \times 0.75$	$① + 0.3$	—	—
企業立地促進資金		$A \times 0.75$	$① + 0.3$	$② + 0.2$	—
経営革新・販路拡大等支援資金	経営革新・販路拡大等支援融資	$A \times 0.95$	$① + 0.3$	—	—
	経営力強化サポート融資	$A \times 0.80$	$① + 0.3$	—	—
新規創業支援資金		$A \times 0.70$	$① + 0.3$	—	—
おもてなし環境整備資金		$A \times 0.90$	—	—	—
中心市街地新規出店支援資金		$A \times 0.70$	$① + 0.3$	—	—
ニューパワーアップ資金		$A \times 0.65$	$① + 0.3$	—	—
借換資金		—	—	—	$A + 1.0$

注1：一般事業資金における変動金利の取扱いは、貸付期間が5年を超えるものに限る。

(3) 貸付利率の改定日（以下「改定日」という。）と基準日

改定日	基準日
4月1日	同年の3月1日
10月1日	同年の9月1日

(4) 例外規定

ア 基準日現在の基準金利により積算された貸付利率のうち、一般事業資金（長期融資）の貸付利率が、改定前の貸付利率と比較しその差が0.2%未満の場合にあつては、全て改定しない。

イ 貸付利率は、原則として1.0%を下回らないものとする。

ウ (2)の設定基準によって得られた率に対し、所要の調整を加えることができるものとする。

2 預託利率

(1) 預託利率は、次の計算式により積算した利率の小数点以下第4位を四捨五入した率とする。

なお、代入するそれぞれの率は、各取扱金融機関における最頻値を用いるものとする。

$$\text{預託利率} = (\text{大口定期預金金利 (1千万円以上, 1年もの)} + \text{普通預金金利}) \div 2$$

(2) 公金保全対策として、年度当初預託において預託額（小規模企業特別対策資金分を含む。）が、市が算出する預託契約締結日の属する年度の年度末借入残額見込を上回るときは、当該借入残額見込の範囲内において定期預金等の利子付預金（又は、譲渡性預金及び定期預金等の利子付預金）とし、それを超える分については当該年度末までは決済用預金とする。

なお、新規貸付分の追加（事後）預託によるものについては、当該年度末までは一律、決済用預金による預入れとする。

(3) 前号の譲渡性預金の取扱いについては、一般事業資金の年度当初預託に限るものとする。

(4) 預託額の一部又は全部を譲渡性預金で受け入れる取扱金融機関にあつては、その利率について、個別に協議して定める。

(5) 預託利率の改定日及び基準日は、1(3)の定めに従う。

(6) 改定後の預託利率は、改定日以降の新規貸付分の追加（事後）預託から適用するほか、4月1日改定の利率については当該年度の当初預託における既往貸付の残高分に対しても適用する。

3 実質金利

- (1) 実質金利は、基準金利に1.5%を加えた利率の小数点以下第2位を切り上げた率とする。
- (2) 実質金利の改定日及び基準日は、1(3)の定めに従う。なお、貸付利率を改定しない場合には、実質金利も同様に改定しない。
- (3) 改定後の実質金利は、改定日以降の新規貸付分の追加(事後)預託に係る預託倍率算出の際から適用する。

4 預託倍率

- (1) 預託倍率は、資金区分ごとに次の計算式により積算した倍率の小数点以下第3位を四捨五入した率とする。
なお、計算式に代入する貸付利率は、1(2)の設定基準に定める貸付期間10年以内の利率とする。ただし、資金メニューのうち最長貸付期間が5年以内のものについては、同設定基準に定める貸付期間5年以内の利率とするほか、借換資金については、基準金利に1.0%を加えた利率の小数点以下第1位未満を切り捨てた率とする。また、預託利率は、2(1)又は(2)に基づき定める利率とする。

$$\text{預託倍率} = (\text{実質金利} - \text{預託利率}) \div (\text{実質金利} - \text{貸付利率})$$

- (2) 貸付利率及び預託利率の双方とも改定しない場合には、預託倍率も同様に改定しない。
- (3) 改定後の預託倍率は、改定日以降の新規貸付の追加(事後)預託の際から適用する。

5 預託額

預託額は、事前預託方式の一般事業資金を除き、貸付先ごとに次の計算式により積算した金額の1万円未満を切り捨てた額とする。

$$\text{預託金額} = \text{融資実行額} \div \text{預託倍率}$$

6 その他

- (1) 市は、各取扱金融機関に対して、基準日における短プラ等及び預金金利について、照会を行う。なお、貸付利率等の算出に当たっては、回答のあった取扱金融機関の利率のみを用いる。
- (2) 市内における金利水準(貸出金利や預金金利)が著しく変動した場合にあっては、1(3)の規定にかかわらず貸付利率等の運用条件について、各取扱金融機関と協議の上、改定することができる。
- (3) この運用基準に基づき定める預託利率、預託倍率は、一般事業資金の年度当初事前預託のほか、その他の資金メニューの新規貸付に係る当年度事後預託に際し適用する運用条件であり、一般事業資金以外にあっては、貸付翌年度以降の年度当初に当該貸付残高に応ずる預託をする際も、その運用条件のうち、預託倍率は融資実行時のものを適用し、償還終了まで変更しない。
なお、預託利率は預託契約締結日の属する年度の4月1日改定の預託利率とする。